

税務相談室

常識を覆すようですが！

?
借金をすれば
相続税が安くなる？

貸家も築後10年から15年も経つと修繕工事が必要になります。あるオーナーとその資金繰りについて話し合っていたとき、次のような発言がありました。

「借金も少なくなってきたことだし、相続税対策のために、もう一つ借金を作つておきましょうか？」

ますので相続税は安くなります。一方、借金をしてもそのお金を預貯金とし、あるいはゴールドなど貴金属に変えた状態で相続を迎えると、相続税は安くなりません。

できるだけ借金はしない方がよい。

すでにお分かりのとおり相続税が安くなるかどうかは、お金がどんな使われ方をしたかであつて、それが借金で調達された否かは間違いません。したがつて、金銭的に余裕があるなら借金ができるだけ早く返済し、手持ち資金があるならこれを修繕費の支払いに充てた方が、財務的には健全です。

は、お金がどんな使われ方

をしたかであつて、それが

修繕積立金のうまい貯め方

大規模修繕に備えるための預金は、あくまでも財産ですから、その積立額は「費用」になりませんし、相続に際しては相続財産に加えられます。

そこで、会社を設立して、これを会社の財産として蓄積したらどうでしょう。そうすれば、積立金は個人の

てはこれがなかなか溜まらないのがネックです。所得の計算をする際に、その積立額が「経費」にならないのが一因です。

さらに積み立ての最中に

相続が発生すれば、今度はこれに相続税が課されます。

相続税を払つてもこれが事

業後継者のものになれば幸運ですが、場合によつては他の相続人と分かち合い、

最悪の場合は、せつかくの積立金が他の相続人に渡つてしまふこともあります。

修繕積立を「経費」とすることによって効率的に蓄積し、しかもこれを相続財産から切り離す方法はないものでしょうか。

事業年度内に）保険の解約時期（解約返戻金の額がビーカになる時期）を設定することです。そうすれば、会社においては益金となる解約返戻金と、損金となる修繕費が相殺されますので課税される所得はなくなります。

もし、運悪く修繕に至る前に相続が発生したらどうなるでしょう。そのときは、会社が死亡保険金を受け取らなければなりません。そのため、これを死亡退職金として遺族に支払います。そうすれば、会社においては益金となる受取保険金と、損金となる役員退職金が相殺されます。そうすれば、会社における所得がなくなります。

どに置き換えるべし、つまり不動産を購入すれば、その相続財産の評価は縮小し

が安くなる」と思い込んでいる方も多いのですが、その認識は必ずしも正解ではありません。

借金をしなくとも修繕のための工事代金を支払えばその分相続財産は減少し、手持ちの預貯金をそれより相続税評価の低い不動産な

どに置き換えるべし、つまり不動産を購入すれば、その相続財産の評価は縮小し

巡回 なんでも個別相談会

<相続・贈与・法人成りなど>

11月9日(水) ◆上村建設 中央支店

福岡市南区塩原3丁目21-28-2F

11月10日(木) ◆ハッピーハウス 薬院店

福岡市中央区薬院1丁目9-3-2F

ご希望の方はご予約を。お申込みは、
税務相談室 092-562-9520(専用ダイヤル)

※相談日の10日前までに、お申し込み下さい。
尚、当日は先着5名までの相談になります。